真岡市行政評価システム

評価対象年度　令和7　年度　　**事務事業評価マネージメントシート**　　作成日　令和8年3月13日

事務事業名	出産支援支給事業		担当課・係	健康福祉部　こども家庭課　子育て支援係
政策名　No	2	「笑顔づくり」～安心と元気アップ！～	関連するSDGs･DX	
施策名　No	1	子育て支援の充実		

成果指標	名　称	初年度からの実績値の比較						目標値
		単　位	R7	R8	R9	R10	R11	R11
	合計特殊出生率	―	1.09					1.54
	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	%	98.5					維持

事業内容

①出産準備手当支給事業
「市民だれもが安心して子どもを生み育てることができるまちづくり」に取り組むため、出産準備手当を支給する。
【対象者】（1）本市に住所を有している妊娠15週を経過した妊婦　（2）本人及びその配偶者に市税等の滞納がないこと
【申請期限】妊娠15週を経過した日から出産日以降6か月以内　【支給金額】胎児一人につき2万円
・平成19年4月　少子化対策の一環として「真岡市出産準備手当支給条例」を施行
・令和5年4月　国の交付金事業「出産・子育て応援金支給事業」の開始に伴い、支給額を「胎児一人当たり3万円」から「2万円」に改定
・令和5年7月　オンライン申請を開始　※県内14市のうち宇都宮市、本市の2市で実施しているオンリーワン事業

②赤ちゃん誕生祝金支給事業
未来の真岡市を担う子の誕生を祝福し、赤ちゃん誕生祝金を給付する。
【対象者】（1）本市に住所を有し、出生届出により本市に住所を有する赤ちゃんを出産した人又はその配偶者　（2）本人及びその配偶者に市税等の滞納がないこと
【申請期限】出産をした日から6か月以内【支給金額】新生児一人につき2万円（第3子以降は3万円）
・平成27年9月　「真岡市赤ちゃん誕生祝金支給条例」を施行（平成27年4月1日より適用）
・令和5年4月　国の交付金事業「出産・子育て応援金支給事業」の開始に伴い、支給額を新生児一人あたり3万円から2万円に改定、第三子以降の支給額は新生児一人につき5万円から3万円に改定。
・令和5年11月　オンライン申請を開始

前年度の課題（Check）

①②
市独自の経済的支援として実施しているが、出生数が増加するまでの効果には至っていない。
市民の利便性向上の観点から、オンライン申請の受付を開始しているが、書面での申請受付も継続しており、事務負担の軽減は図られていない。

7年度振り返り

【1】実績（Do）７年度に実施した事業
①妊娠15週を経過した妊婦に、出産準備手当（マタニティ手当）として、胎児一人につき2万円を支給

②子を出産した母親又は父親に対し、新生児1人あたり2万円（第3子以降の新生児については3万円）を支給

【2】結果と課題（Check）
市は出産前後の経済的支援として現金を支給しているが、令和5年から国においても同時期に妊婦支援給付金10万円を支給している。また、令和9年度以降には国が出産費用を無償化とする方針を示しているため、国の動向を見ながら市独自の子育て支援事業を見直していく必要がある。

今後の方向性と具体策

□ 廃止　□ 休止　□ 目的絞り込み　□ 目的拡充　■ 事業統廃合　■ 事業のやり方改善　□ 予算削減　□ 予算増大　□ 現状維持(従来通りで特に改革改善しない)

【3】具体的な改善策(Action➡Plan)　課題に記載された内容の解決に向けた取り組みについて、**いつ、何を、どのように実施し解決に導くのかを具体的に**記載してください。

（1）ただちに取り組むべきこと
・国で実施予定の出産費用無償化の制度を見極めながら、市独自で実施している子育て支援事業(出産準備手当支給事業、赤ちゃん誕生祝金支給事業、チャイルドシート等購入費補助制度、乳児紙おむつ購入助成券支給事業)について、令和8年度中に見直しの方針を決定する。

（2）長期的な計画で検討すること
子どもの妊娠・出産・育児に対して、効果的な支援を継続していくこと